

北本市クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、クビアカツヤカミキリによる被害から樹木を守ることを目的に、駆除用品を配布することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に規定するものをいう。
- (2) 駆除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な薬剤として、国が登録又は適用拡大した薬剤をいう。
- (3) 被害樹木 クビアカツヤカミキリの被害を受けている市内の樹木をいう。
- (4) 土地所有者等 被害樹木の存在する土地の所有者（当該所有者の法定相続人等を含む。）又は当該所有者と同一世帯である者をいう。

(配布対象者)

第3条 駆除用品の配布対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 土地所有者等
- (2) 土地所有者等から当該土地の管理を任せられている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(申請)

第4条 駆除用品の配布を受けようとする者は、北本市クビアカツヤカミキリ駆除用品配布申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害樹木の写真
- (2) 前条第2号に規定する者が申請する場合は、土地所有者等からの委任状

(駆除用品の配布)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、配布が必要であると認めたときは、予算の範囲内において駆除用品を無償で配布するものとする。

2 駆除用品の配布数量及び配布期間は、申請のあった被害樹木の状況に応じて市長が決定するものとする。

(使用者の責務)

第6条 前条の規定により駆除用品の配布を受けた者（以下「使用者」という。）は、この要領の趣旨に沿って、これらを適正に使用しなければならない。

（禁止行為）

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）目的以外で駆除用品を使用すること。
- （2）配布を受けた駆除用品を第三者に貸出し、又は譲渡すること。
- （3）その他市長が駆除用品の使用において不適当と認める行為

（免責事項）

第8条 市は、駆除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって使用者が損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

（協力）

第9条 市長は、使用者に対し、配布を受けた駆除用品の使用に関する資料の提供、周辺の状況調査等について協力を求めることができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、駆除用品の配布に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。